別表

ＭＩＤ－ＮＥＴ の 利 用 料 の 区 分

（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th colspan="4">利 用 料 額</th><th>納付時期</th></tr>
<tr><td rowspan="7">利用料（一般）※1</td><td rowspan="3">基本料（データ抽出あり）</td><td>製造販売後調査</td><td>1利活用につき</td><td>42,123,000円</td><td>（NCDA※4のデータ利用料）+1利活用につき3,000,000円※5</td><td rowspan="7">（過去の利活用のデータ復元料）※6
+1申出当たり36,000円</td><td rowspan="3">（基礎的検討※7実施）うち
集計表利用
1,390,000円
分析用データセット利用※8
5,410,000円
（NCDA※4のデータも利用する場合
+385,300円※5）</td><td rowspan="7">利活用に係る契約の締結日の翌日から起算して45営業日以内に納付。

なお、基礎的検討※7の実施結果を踏まえ、利活用を継続する場合は、第3条第2項第1号又は第2号の期間が終了するまでに納付。</td></tr>
<tr><td>製造販売後調査以外の調査
（分析用データセット利用あり）</td><td>1利活用につき</td><td>21,061,500円</td><td>（NCDA※4のデータ利用料）+1利活用につき1,500,000円※5</td></tr>
<tr><td>製造販売後調査以外の調査
（分析用データセット利用なし）</td><td>1利活用につき</td><td>10,820,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">過去の利活用のデータ利用
（データ抽出なし）※2</td><td>製造販売後調査</td><td>1利活用につき</td><td>13,930,900円</td><td rowspan="3">6,965,400円
3,772,000円</td><td rowspan="3">1利活用につき</td></tr>
<tr><td>製造販売後調査以外の調査
（分析用データセット利用あり）</td></tr>
<tr><td>製造販売後調査以外の調査
（分析用データセット利用なし）</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ保存期間の延長料※3</td><td>1利活用につき1年間当たり</td><td colspan="3">197,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用料（協力医療機関のみ）※1</td><td rowspan="2">基本料（データ抽出あり）</td><td>製造販売後調査以外の調査
（分析用データセット利用あり）</td><td>1利活用につき</td><td>5,221,200円</td><td rowspan="5">（過去の利活用のデータ復元料）※6
+1申出当たり9,000円</td><td rowspan="2">（基礎的検討※7実施）うち
集計表利用
344,600円
分析用データセット利用※8
1,341,400円</td></tr>
<tr><td>製造販売後調査以外の調査
（分析用データセット利用なし）</td><td>1利活用につき</td><td>2,682,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">過去の利活用のデータ利用
（データ抽出なし）※2</td><td>製造販売後調査以外の調査
（分析用データセット利用あり）</td><td>1利活用につき</td><td>1,719,300円</td><td rowspan="2">931,900円</td></tr>
<tr><td>製造販売後調査以外の調査
（分析用データセット利用なし）</td><td>1利活用につき</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ保存期間の延長料※3</td><td>1利活用につき1年間当たり</td><td colspan="3">49,200円</td></tr>
</table>

※1：データセンターに格納されているデータのうち、機構が利活用終了後5年間保存するデータ（分析用データセット等）のデータ保存料を含む。

※2：新たにデータ抽出を行うことなく、既に利活用が終了した過去の利活用（当該利活用のデータ保存期間内に限る。）に関するデータに限定して利活用を開始する場合の区分。

※3：分析用データセット等を利活用終了後6年目以降も保存する場合又はそれ以外で利活用者が保存希望するデータを利活用終了後も保存する場合のそれぞれの料金。

※4：NCDAのデータ（レセプト・DPC）の利用は製造販売業者等が実施する第3条第1項第1号及び第2号の利活用に限る。

※5：NCDAのデータ（レセプト・DPC）もあわせて利活用する場合、1利活用につき、各区分に応じて独立行政法人国立病院機構が決定した利用料が加算される。

※6：既に利活用が終了した過去の利活用（当該利活用のデータ保存期間内に限る。）に関するデータを復元する場合の料金。

※7：基礎的検討の実施結果を踏まえ、利活用を継続する場合には、利活用の区分に応じた利用料から基礎的検討実施時に納付した利用料の総額を差し引いた額を納付する。

※8：基礎的検討（分析用データセット利用あり）の利用は第3条第1項第1号及び第2号の利活用に限る。